



変化の年でも当社のESG重視の姿勢は不変

2020年8月

新型コロナウイルスを背景に不透明な状態が続くなかでも、「ニューノーマル」に適応するとともに、当社のESG取組計画を忠実に実行していきます。

2020年はESG実践の年になると考えられていました。当初は、ESGの「E（環境）」、中でも気候変動に重点が置かれると予測していました。

この点を確認することは難しいことではありません。気候の変化は明らかで、気候変動対策や規制の導入によって、政治家も進むべき道筋を明らかにし始めていました。一般社会では、プラスチック（及び、それが生物の多様性に与える影響）がヘッドラインを賑わせるトピックとなったことから、個々人の行動に変化が現れました。また人権を巡る懸念から生じた社会不安やポピュリズムの台頭も投資家の投資判断に影響を及ぼす時事問題となり、ESGの「S（社会）」にも注目が集まりました。

そのようななかで、新型コロナウイルスの感染が拡大しました。このパンデミックは世界の経済及び社会に前例のない程の打撃を与えました。

政府、企業、個人、そして社会が新たな環境に適応することを最優先事項としている中、当然ながら、これまでに用意していた当社のESGの取組計画と優先順位は大きな影響を受けています。

危機管理を最優先とする意識が働くことからESGへのモメンタムが鈍化する懸念があるものの、一方でパンデミックが計画の実行を促すきっかけになるかもしれないと考えています。

今回のウィルス流行によって、我々がなぜ気候変動に取り組まなければならないのか（何故ならば、無策だと世界が一変してしまうからです）、本当の社会的な緊急事態が出現すれば、政府及び社会がどれだけ迅速に対応出来るのか、ということがよくわかりました。



マイリン・ゴ
ESG投資リスク・ヘッド

2020年のESG取り組みにおける6つの優先事項

ウィルスの先行きが不透明であることから、今年中に現実的にどれほどのことを当社で達成できるか見通すのは難しいものの、状況を見て必要な調整を加えながらも、従来通りの計画を進める方針です。

重点を置く分野

進捗状況

1 投資の選択肢を増やす



・公的債務の持続性を重視したグローバル戦略を設定するための社内プロジェクト・チームを立ち上げました。当社のESG特化型戦略にグローバルな投資対象とプラスの影響をもたらすことができるのではないかと考えています。

・複雑で微妙な違いがある市場において、信頼に足る効率的な戦略はどのようなものかをきちんと理解するために、40以上の投資家などと対話を行いました。

2 ESG投資に関する方針



・ESG投資に関する方針を更新しました。

・当座は現状維持ながら、英国スチュアートシップ・コードが改定され、2020年版コードでは債券の運用者にも直接適用可能となりました。

3 クレジットリサーチにESGを組み込む



・ESG評価の枠組みの土台を準備しました。データ面のインフラやワークフローの整備を進めています。

・ポートフォリオで保有する1400を上回る企業や国に対して、ブルーベイ独自のESG評価を適用しました。これにより、保有銘柄の90-95%に対してESG評価が実施されたこととなります。

・運用チームの年次パフォーマンス評価に、ESGに関する投資目標が含まれることとなりました。

4 運用チームをサポートするためにESG分析ツールを強化する



・ルール化を進めるために、ESGを投資システムに組み入れました。

・ESGエンゲージメントに基づく行動を標準とするようにルール化しました。

5 ESGに関連するデータ・インフラを強化する



・第三者機関から取得、あるいは社内で作成されたESGデータは、投資判断や保有銘柄情報が共有されるシステムに読み込まれるようになっています。

・ESGに関する分析は共有のリサーチ・システムに保存されています。

6 業界内での幅広い連携と関与を進める



・「Climate Action 100+」といった新たな取り組みに加わりました。

・気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）に対して賛同を表明しました。

・予想外であったもののポジティブな進展の例として、国債の発行体であるブラジル政府との森林破壊問題に関するエンゲージメントが挙げられます。6月に森林破壊に関してブラジル政府と投資家の取り組みに参画しましたが、これがアマゾン地方議会及びブラジル議会との協議に進展し、最終的に政府は森林における焼畑を年内一時停止することを発表しました。

多くの課題が残されているものの、2020年は今後十数年のESG投資の拡大を勢いづける上で重要な年になると考えています。

ディスクレーム

ブルーベイ・アセット・マネジメント・インターナショナル・リミテッド
 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1029号
 一般社団法人 日本投資顧問業協会会員、一般社団法人 投資信託協会会員、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会会員

■手数料等

当社の提供する投資一任業に関してご負担いただく主な手数料や費用等は以下になります。手数料・費用等はお客様の特性、委託された運用金額や運用戦略、運用状況、あるいは当社に係る業務負担等により、下記料率を上回る、又は下回る場合があります。最終的な料率・計算方法等は、お客様との個別協議により別途定めることとなります。

ロング・オンリー戦略 (年率、税抜き)					オルタナティブ戦略 (年率、税抜き)		
投資対象	投資適格債	イマージング債	レバレッジド・ファイナンス	転換社債	運用戦略	トータル・リターン	絶対リターン
運用管理報酬 (上限)	0.40%	0.70%	0.70%	0.65%	運用管理報酬 (料率範囲)	0.50% - 1.10%	0.90% - 1.35%
					成功報酬 (料率範囲)	0.00% - 20.0%	0.00% - 20.0%

なお、当社との投資一任契約は、原則、運用戦略に応じた外国籍投資信託を投資対象とします。上記手数料には、お客様から直接当社にお支払いいただく投資顧問報酬、外国籍投資信託に対して投資した資産から控除される運用報酬が含まれます。

この他、管理報酬その他信託事務に関する費用等が投資先外国籍投資信託において発生しますが、お客様に委託された運用金額や運用戦略ごとに、あるいは運用状況等により変動いたしますので、その料率ならびに上限を表示することができません。手数料や費用等について詳しくは、弊社担当者にお問い合わせをいただくか、契約締結前交付書面又は目論見書等の内容を十分にご確認ください。

■投資一任契約に関するリスク

投資一任契約に基づく契約資産の運用は、原則、戦略に応じた外国籍投資信託を通じて、実質的に海外の公社債、株式等の有価証券や通貨などの価格変動性のある資産に投資を行います。これら有価証券等には主に以下のリスクがあり、株式相場、金利、為替等の変動による価格変動、及び有価証券の発行会社の財務状況の悪化等による価格の下落により、外国籍投資信託等の基準価額が下落し、損失を被ることがあります。従って契約資産は保証されるものではなく、お客様の投資された元本を割り込むことがあります。また、デリバティブ取引等が用いられる場合においては、上記の価格変動等により、元本超過損が生じる可能性があります。運用による損益は全てお客様に帰属いたします。

価格変動リスク：有価証券の価格変動に伴って損失が発生するリスク

為替変動リスク：外国為替相場の変動に伴って損失が発生するリスク

信用リスク：発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに対する外部評価の変化等により損失が発生するリスク

流動性リスク：市場の混乱等により取引ができず、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失が発生するリスク

カントリーリスク：投資対象国／地域の政治・経済、投資規制、通貨規制等の変化により損失が発生するリスク

なお、契約資産が持つリスクは上記に限定されるものではありませんのでご注意ください。リスクに関する詳細につきましては契約締結前交付書面又は目論見書等の内容を十分にご確認ください。

本資料は受領者への情報提供のみを目的としており、特定の運用商品やサービスの提供、勧誘、推奨を目的としたものではありません。また、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。

本資料は、信頼できると判断した情報に基づき作成しておりますが、当社がその正確性、完全性、妥当性を保証するものではありません。記載された内容は、別途記載のない限り資料作成時点のものであり、今後予告なく変更される可能性があります。過去の実績及びシミュレーション結果は、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。なお、当社の書面による事前の許可なく、本資料およびその一部を複製・転用・ならびに配布することはご遠慮下さい。当社と金融商品取引契約の締結に至る場合には、別途契約締結前交付書面等をお渡しますので、当該書面等の内容を十分にお読みいただき、必要に応じて専門家にご相談の上、お客様ご自身のご判断でなさるようお願いいたします。